第二次あきる野市環境基本計画
改訂版

あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

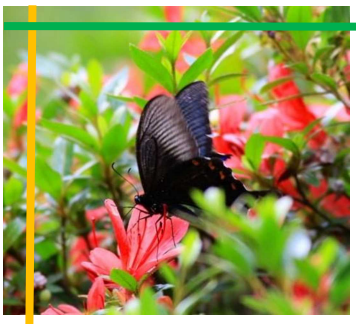
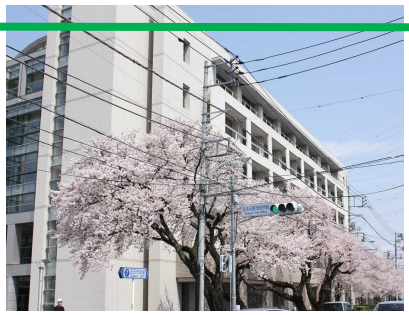
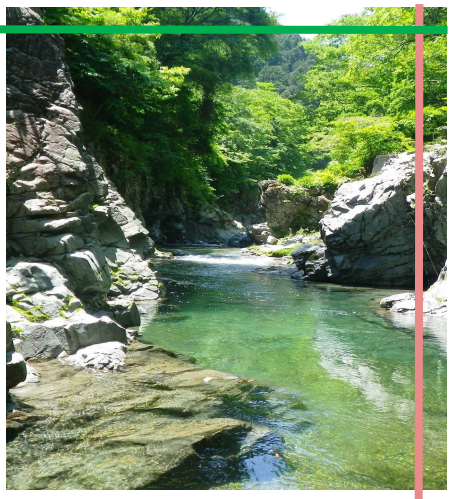

令和４年６月

東京都あきる野市

＜法令、計画等の名称の標記について＞

第二次あきる野市環境基本計画改訂版では、その性格上、本文中に多数の法令、計画等の名称を使用しています。法令、計画等の名称は、原則としてかぎ括弧（「」）を付けています。

＜用語について＞

第二次あきる野市環境基本計画改訂版では、その性格上、専門的な用語を使用している場合があります。本文中にはじめて登場した語句で、語句の後ろに「*」があるものは、資料編において用語の解説を掲載しています。

＜図、グラフについて＞

第二次あきる野市環境基本計画改訂版では、多くの図やグラフを掲載しています。このうち、本文に必要となるものは、「図（番号）（タイトル）」を表示しています。また、本文の内容を補足するイメージ図などは、必要に応じて「タイトル」を表示しています。

目　　次

第１章 基本的事項.....1

1. 計画見直しの背景.....1
2. 基本理念.....1
3. 目的及び位置付け.....2
4. 基本方針と推進主体.....3
5. 計画期間.....4
6. 対象とする環境の範囲.....4
7. 進行管理の考え方.....5

第２章 計画の改訂と望ましい環境像.....6

1. 本市を取り巻く状況.....6
   （１）　世界の動向.....6
   （２）　国の動向.....10
   （３）　東京都の動向.....13
   （４）　環境関連年表.....15
2. 本市の環境に関する取組の経過.....17
   （１）　分野別の取組状況.....17
   （２）　温室効果ガス排出量に関する状況.....19
   （３）　あきる野市地球温暖化対策地域推進計画目標達成状況.....23
   （４）　ゼロカーボンシティへの挑戦.....23
3. 本市の環境に関する取組の評価.....24
4. 望ましい環境像と分野別の方針.....25
   （１）　望ましい環境像の考え方.....25
   （２）　望ましい環境イメージ.....25
   （３）　分野別の方針.....26
5. 施策の体系.....27

第３章 望ましい環境像の実現に向けた取組.....28

1. 自然環境分野.....28
2. 生活環境分野.....35
3. エネルギー環境分野.....40
   （１）　「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としての位置付け.....40
   （２）　対象とする温室効果ガス.....40
   （３）　二酸化炭素排出量の将来推計.....41

（4）　二酸化炭素排出量の削減目標 41
4. 人の活動分野 51
第４章 推進体制と進行管理 55
1. 推進体制 55
（1）　各主体に求められる行動と協働の行動原則 55
（2）　協働組織の位置付け 55
2. 進行管理 57
（1）　三者協働による進行管理の手法 57
（2）　点検・評価の方法 58
資料編 61

第1章　基本的事項

第１章では、「第二次あきる野市環境基本計画改訂版」（以下「本計画」という。）の目的や位置付け、基本方針、推進主体、計画期間など、本計画の基本となる事項についてまとめています。

1. 計画見直しの背景

市では、平成 16（2004）年３月に、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念、市民・事業者・市の三者それぞれの責務や協働の責務等を定めた「あきる野市環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定しました。その後、平成 18（2006）年３月には、「あきる野市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、環境に関する取組を本格的に開始しました。第一次計画が策定されてからの 10 年間で、「あきる野市郷土の恵みの森構想」や「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」（以下「地球温暖化対策地域推進計画」という。）、「生物多様性あきる野戦略」などを策定し、平成 28（2016）年３月に「第二次あきる野市環境基本計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

現在に至るまでの間に、国における地球温暖化対策の強化など、社会情勢に変化があったことや、令和３（2021）年度に策定された上位計画である「第２次あきる野市総合計画」に伴い整合を図る必要があること、さらには、同年度が第二次計画の中間年であり、これまでの施策の成果や今後の取組を反映させる必要があることから、第二次計画を見直すこととしました。

また、地球温暖化対策に関する施策をより効率的に推進するため、[1]あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、主に本計画の第３章の「3. エネルギー環境分野」に取り込んでいます。なお、地球温暖化対策に関する施策については、第３章の各分野にわたるため、それぞれの分野に掲載しています。

2. 基本理念

本計画の基本理念は、環境基本条例の基本理念に基づき、次のとおりとします。

（１）環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
（２）環境の保全等は、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

[1]地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に準じて名称を「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」から「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に改めました。

3. 目的及び位置付け

本計画は、環境基本条例第８条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全等に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。さらに、「生物多様性あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています（図 1）。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第２項に規定される「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。

本計画の推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携・調整を図っていくこととなります。

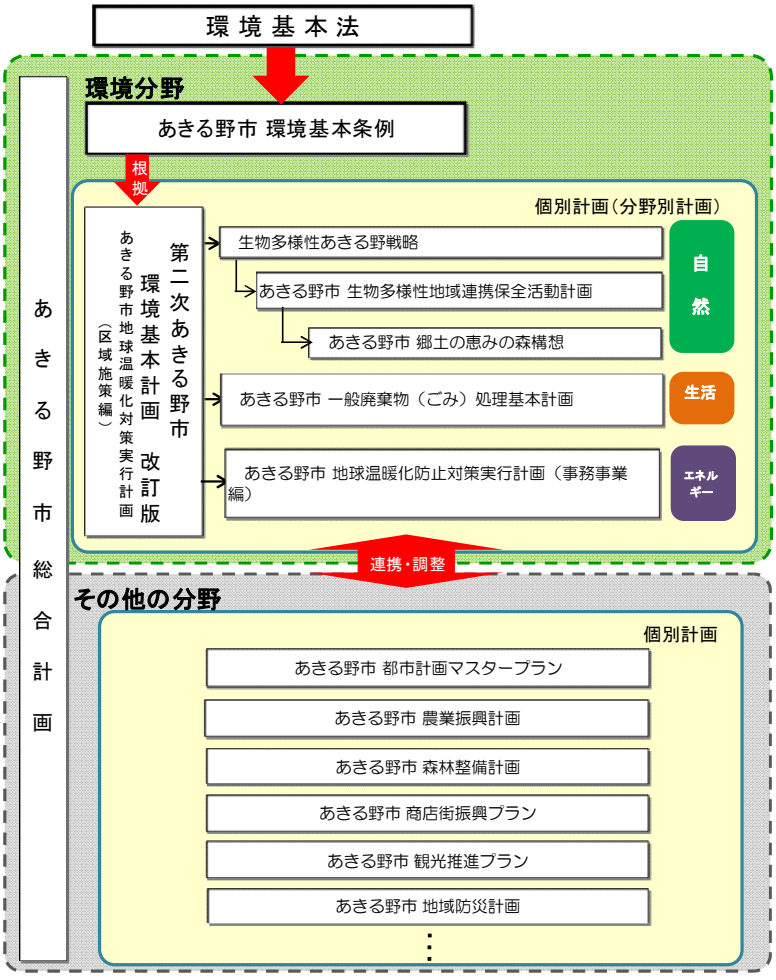

この図では、計画等は正式名称を用いています。

「生物多様性あきる野戦略」や「あきる野市郷土の恵みの森構想」は、様々な個別計画と横断的に関わるものと位置付けていますが、「あきる野市環境基本計画」の体系を分かりやすく示すため、他の個別計画との関連性を省略しています。

図１　環境基本計画の位置付け

4. 基本方針と推進主体

本計画の基本方針は、第一次計画と同様に「市民・事業者・市の協働（連携・協力）によって、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会を実現する」とします。

また、本計画の推進主体は、第一次計画に引き続き、市民・事業者・市の三者になります（図 2）。ただし、国や東京都、近隣市町村との緊密な連携が必要となる施策や本市を訪れる観光客の協力が必要となる施策などについては、内容に応じて、推進主体に国や東京都、観光客などを加え、連携を図ることとします。

さらに、本計画の推進は、一人ひとりができることを足元から進めていくとともに、各主体の役割や特性を活かして、協働しながら取り組んでいくものとします。

【基本方針】
市民・事業者・市の協働によって、豊かな自然と人とが共生できる
持続的発展が可能な社会を実現する

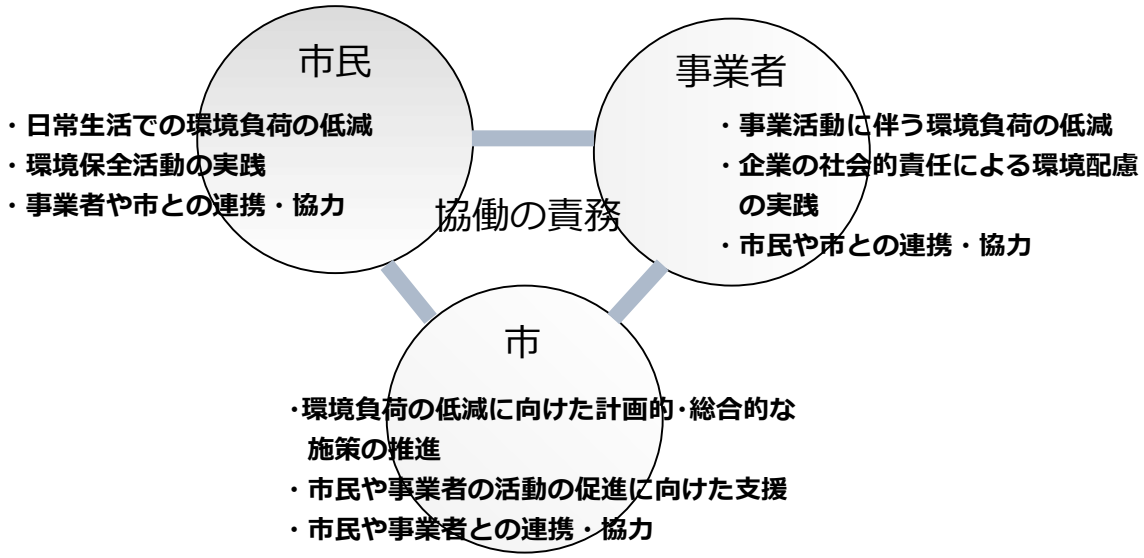

図 2　各推進主体の役割

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和４（2022）年度を初年度とし、令和７（2025）年度までとします（図３）。

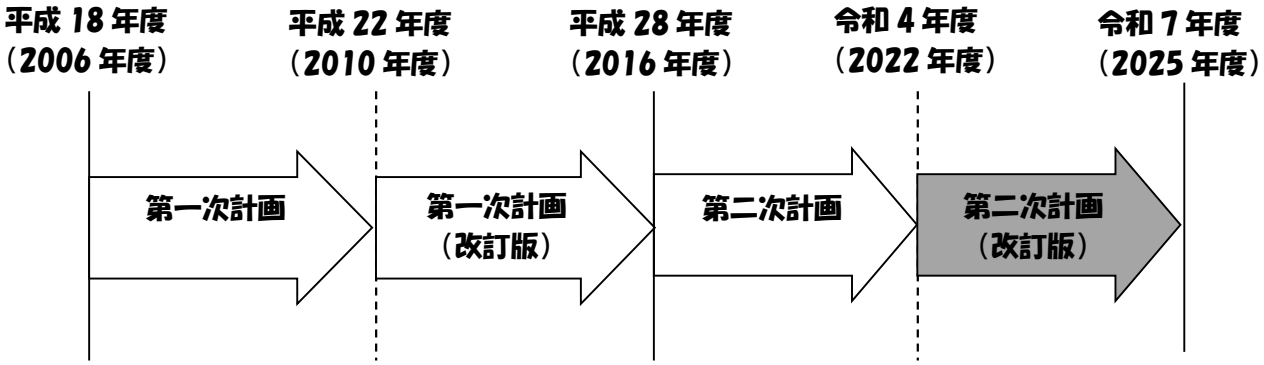

図３　計画期間

6. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」といった地域及び地球規模の環境と、これらから恩恵を受けている、または影響を及ぼしている人間の活動や地域社会、まちづくりなどを含めた「人の活動」とします（図４）。

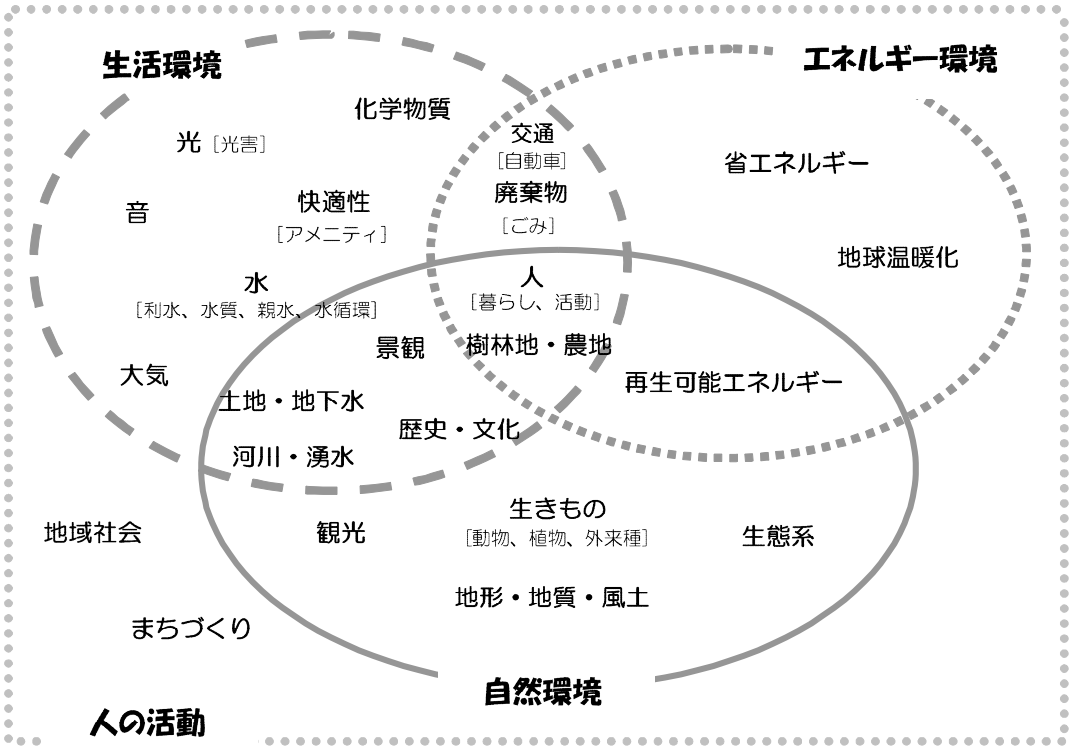

図４　対象とする環境の範囲

7. 進行管理の考え方

本計画は、第一次計画と同様、計画に位置付けられた施策が着実に推進されているかなどについて、市民・事業者・市の三者が協働して、点検・評価を行います（第４章参照）。

点検・評価に当たっては、施策の進捗状況のほか、関連指標の達成状況、環境に対する満足度、環境保全活動の実施状況を基礎資料とします。

また、点検・評価の結果や、社会情勢の変化、市内外での環境の変化等をみながら、必要に応じて、点検・評価の方法や関連指標の見直し、計画の見直し等を行うこととします。

第2章　計画の改訂と望ましい環境像

第２章では、本市を取り巻く状況、第二次計画の前期の取組状況をまとめるとともに、望ましい環境像、施策推進に向けた方針、施策の体系を示しています。

1．本市を取り巻く状況

（１）世界の動向

１）　持続可能な開発目標（SDGs）

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（図５）・169のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性*の保全などの目標が設定されています。これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが大切です。

地域においては、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」、目標17（表１）の「パートナーシップ（あらゆるステークホルダーなどの参加）」の下、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こすことが必要です。

図５　持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標

（出典：国際連合広報センターホームページ）

表１　持続可能な開発目標（17 のゴール）

ゴール１	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
ゴール２	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール３	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
ゴール４	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
ゴール５	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
ゴール６	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール７	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
ゴール８	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
ゴール９	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
ゴール 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
ゴール 12	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
ゴール 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
ゴール 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
ゴール 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
ゴール 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（仮訳）」より

2）　気候変動に関する動向

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす最も深刻な環境問題です。温暖化の主な要因は、人類が消費する大量の化石燃料*に起因する、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加であることが、ほぼ特定されています。

①　IPCC 第５次評価報告書

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、昭和 63（1988）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）の下に設立された組織で、195 の国と地域が参加しています。気候変動に関する最新の科学的知見について取りまとめた報告書を作成し、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としています。

IPCC は、平成２（1990）年に第１次評価報告書を発行して以来、５年から７年ごとにその間の気候変動に関する科学的知見の評価を行い、平成 25（2013）年から平成 26（2014）年にかけて第５次評価報告書を公表しました。平成 27（2015）年からは、第６次評価報告書の作成プロセスが始まっています。

第５次評価報告書には、次の点などが示されています。

＜第５次評価報告書の要点（一部抜粋）＞

- 人間活動が、20 世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い。（可能性 95%以上）
- 温暖化については「疑う余地がない」。
- 今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は 0.3～4.8℃である可能性が高い。
- 今世紀末までの世界平均海面水位の上昇予測は 0.26～0.82m である可能性が高い。

② パリ協定

平成 27(2015)年 11 月～12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議*(COP21)で、「パリ協定」が採択されました。

本協定では、次の点などが規定されています。

＜パリ協定の要点（一部抜粋）＞

- 産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする。
- 各国は、削減目標を提出し、その目標を達成するための国内対策をとる。削減目標は、５年毎に更新する。
- 今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないため、その影響に対する適応に取り組む。

③ 1.5℃特別報告書

平成 30（2018）年 10 月の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 48 回総会で、1.5℃特別報告書（正式名称「気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する特別報告書」）が承認・受諾され、公表されました。

本報告書には、次の点などが示されています。

＜1.5℃特別報告書の要点（一部抜粋）＞

- 産業革命前からの世界の平均気温上昇が平成 29（2017）年時点で約 1℃となっており、同じ度合いで進行し続けると 2030 年から 2052 年までの間に 1.5℃上昇する可能性が高い。
- 平均気温上昇を 2℃ではなく 1.5℃に抑制することには、明らかな便益がある。
- 平均気温上昇が 1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050 年前後には世界の CO_2 排出量を正味ゼロとする必要がある。
- これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む。）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要である。

④ IPCC 第６次評価報告書

IPCC が令和３（2021）年８月に公表した「第６次評価報告書『自然科学的根拠』」では、広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響があることに疑いの余地がないことが示されました。また世界の平均気温は、令和３（2021）年～令和 22（2040）年に産業革命前より 1.5℃高くなることが示され、これは、平成 30（2018）年に公表した予測より 10 年ほど早い結果となっています。

３） 生物多様性保全に関する動向

都市においても、人々が生態系サービス*を継続的に受けられるよう、生物多様性の確保と持続的な利用に係る施策を進めていくことが必要です。このため、都市住民が利用できる身近な自然とのふれあいの場を確保し、自然や生物多様性の重要性について理解を促進することなども重要となっています。

～生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標～

平成 22（2010）年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議*（COP10）で、「生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標」が採択されました。

生物多様性戦略計画 2011 - 2020 には、次のビジョン、ミッションが設定され、これらを達成するための 20 の個別目標（愛知目標）が示されています。

＜ビジョン（中長期目標【2050 年】）＞

- 自然と共生する世界（生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界）の実現

＜ミッション（短期目標【2020 年】）＞

- 生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

４） 海洋プラスチックごみの排出削減に関する動向

海洋ごみは、生態系*を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっています。

令和元（2019）年６月の G20 大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

（2）国の動向

1） 第五次環境基本計画

平成 30（2018）年４月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGs の考え方も活用して分野横断的な６つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域ごとに自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

2） 改正地球温暖化対策推進法

パリ協定に定める目標等を踏まえ、令和２（2020）年 10 月に 2050 年カーボンニュートラルが宣言されました。これを受け 2050 年までのカーボンニュートラルの実現を法律に明記することで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギー*を活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図る「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が令和３（2021）年５月に成立しました。

本改正の主な内容は、①パリ協定・2050 年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、②地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等について、明記されました。

3） 第６次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向を示す計画で、以下の２つを重要なテーマとして、令和３（2021）年 10 月 22 日に閣議決定されました。

①令和２（2020）年 10 月に表明された 2050 年カーボンニュートラルや令和３（2021）年４月に表明された新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと。

②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すこと。

4） 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、前回の計画を５年ぶりに改訂し、令和３（2021）年 10 月 22 日、閣議決定されました。

整合的で野心的な目標として、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

改訂された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標を踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな 2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

5） 気候変動適応計画

気候変動適応法第８条に基づき、令和３（2021）年 10 月に改定されました。気候変動適応計画は、令和２（2020）年 12 月に公表した気候変動影響評価報告書を勘案し、防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策を拡充するとともに、以下の点を盛り込んでいます。

- 分野別施策及び基盤的施策に関する重要業績評価指標の設定による各施策の進捗状況の把握、計画全体を推進する観点からの進捗管理の実施
- 気候変動影響評価報告書で示された最新の科学的知見を踏まえ、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応策の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」を追加。

6） パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

令和３（2021）年 10 月 22 日、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。

この長期戦略は、パリ協定の規定に基づき策定するもので、2050 年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示すもので、前回の長期戦略を閣議決定した後、2050 年カーボンニュートラルを宣言したことにより見直されました。

長期戦略は、①基本的な考え方、②各部門のビジョンと対策、③重点的に取り組む横断的施策、④長期戦略のレビューと実践について、記載しています。

本戦略が目指す脱炭素社会は、将来に希望の持てる明るい社会です。地球温暖化対策を経済成長につなげるという考え方の下、そのような脱炭素社会の実現に向けて各部門の対策や横断的施策を進めるとしています。

7） 生物多様性国家戦略 2012 - 2020

平成 22（2010）年 10 月に採択された「生物多様性戦略計画 2011 - 2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成 24（2012）年９月に「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」が閣議決定されました。

本戦略には、下記の長期目標、短期目標が設定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性としての５つの基本戦略が示されています。

＜長期目標（2050 年）＞

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

＜短期目標（2020 年）＞

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

8） 第四次循環型社会形成推進基本計画

経済成長と人口増加に伴い、世界における資源消費量が増大しているため、天然資源の減少や廃棄物の増加などが懸念されています。このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の 3R*の適切な推進を図り「循環型社会*」を形成していくことが求められます。

平成 30（2018）年６月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

この計画には、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての７つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

9） 食品ロス削減推進法

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に捨てられる食べ物のことです。食品ロスの問題については、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国内においても、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

本法律では食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体、事業者等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されました。

10）プラ資源循環促進法

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性の高まりを受け、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が令和３（2021）年６月に成立されました。

本法律では、①製造事業者が努めるべきプラスチック使用製品の設計指針の策定とそれに適合した製品の認定制度、②プラスチック製品使用合理化のために特定プラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準の策定、③市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化のための制度、④製造事業者等による自主回収及び再資源化の促進のための制度、⑤プラスチック製品の廃棄物の排出事業者が排出抑制や再資源化等に取り組むべき判断基準の策定と排出事業者による再資源化の５つの取組が明記されました。

（３）東京都の動向

１） 東京都環境基本計画 2016

平成 28（2016）年３月に、「東京都環境基本計画 2016」が策定されました。

この計画には、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられ、「最高水準の都市環境の実現」「サステナビリティ」「連携とリーダーシップ」の視点のもとで、５つの政策が示されています。

地球温暖化に伴う気候変動への対策については、「政策１ スマートエネルギー都市の実現」のなかで、2030 年までに平成 12（2000）年比で温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にすることなどが示されています。

２） ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月に、「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。

本戦略では、下記の視点とともに、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするためのロードマップが示されています。

なお、令和３（2021）年３月に「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、今後 10 年間の行動の加速を後押しするマイルストーンとして、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めるなど目標の強化と、必要な社会変革の姿・ビジョンとして、「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しました。

３） 東京都気候変動適応計画

「ゼロエミッション東京戦略」における「政策⑨ 適応策の強化」の個別計画として令和元（2019）年 12 月に、「東京都気候変動適応方針」が策定されました。

この方針で示した考え方に加え、デジタルトランスフォーメーションの推進などの視点も取り入れながら、継続可能な復興を目指す「サステナブル・リカバリー」の考え方に立って、令和３（2021）年３月に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。

＜適応に関する５つの基本戦略＞

- 都施設の全般にわたり、気候変動への適応に取り組む
- 科学的知見に基づく気候変動適応の推進

- 区市町村と連携し、地域の取組を支援
- リスクを含めた情報発信を進め、都民の理解を促進
- C40*など国際協力を推進し、都市間連携を加速

4） 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成 24（2012）年５月に、生物多様性の保全に関する東京都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せ持つ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

本戦略には、下記の将来像が設定され、「まもる」「つくる」「利用する」という３つの視点で目標と施策が示されています。

＜緑施策によって目指すべき東京の将来像＞

- 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- 豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

（4）環境関連年表

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き
2000 （平成 12）		○循環型社会形成推進基本法制定 ○事業リサイクル法改正・改題 ○食品リサイクル法制定 ○グリーン購入法制定 ○建設リサイクル法制定 ○第二次環境基本計画策定 ○環境省発足	○東京都環境局の発足 ○緑の東京計画の策定 ○環境確保条例及び自然保護条例制定
2001 （平成 13）		○環境省設置 ○新・生物多様性国家戦略策定	
2002 （平成 14）	○持続可能な開発に関する世界首脳会議（リオ＋10）でヨハネスブルグ宣言を採択	○京都議定書*批准 ○自動車リサイクル法制定 ○土壌汚染*対策法制定 ○自然再生推進法制定 ○鳥獣保護法改正（生物多様性確保） ○循環型社会推進基本計画策定	○東京都廃棄物処理計画策定 ○多摩の森林再生事業を開始
2003 （平成 15）		○環境教育推進法制定	
2004 （平成 16）	○京都議定書発効	○外来生物法制定 ○環境配慮促進法施行 ○景観法施行	
2005 （平成 17）		○京都議定書目標達成計画策定	
2006 （平成 18）		○第三次環境基本計画策定	○東京都再生可能エネルギー戦略策定
2007 （平成 19）		○21 世紀環境立国戦略策定 ○第三次生物多様性国家戦略策定 ○第二次循環型社会形成推進基本計画策定	○東京都気候変動対策方針策定
2008 （平成 20）	○京都議定書第一約束期間開始	○生物多様性基本法制定 ○低炭素社会づくり行動計画策定	
2009 （平成 21）		○生物多様性国家戦略 2010 策定	
2010 （平成 22）	○生物多様性条約第 10 回締約国会議で愛知目標及び名古屋議定書を採択	○生物多様性地域連携促進法制定 （2011 年 3 月 11 日 東日本大震災発生）	○温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度開始
2011 （平成 23）			
2012 （平成 24）	○国連持続可能な開発会議（リオ＋20）開催 ○京都議定書第一約束期間終了	○小型家電リサイクル法制定 ○第四次環境基本計画策定 ○生物多様性国家戦略 2012-2020 策定	○緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～策定 ○東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定
2013 （平成 25）		○雨水の利用の推進に関する法律制定	

年	世界の動き	国の動き	東京都の動き
2014 （平成 26）	○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書公表 ○生物多様性条約第 12 回締約国会議開催 ○地球規模生物多様性概況第 4 版公表	○水循環基本法制定 ○外来種被害防止行動計画策定	○東京都長期ビジョン策定
2015 （平成 27）	○気候変動枠組条約第 21 回締約国会議開催 ○パリ協定採択 ○海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画合意	○日本の約束草案提出 ○気候変動の影響への適応計画策定	
2016 （平成 28）	○気候変動枠組条約第 22 回締約国会議開催 ○生物多様性条約第 13 回締約国会議開催		○東京都環境基本計画策定 ○東京都資源循環・廃棄物処理計画策定
2017 （平成 29）	○気候変動枠組条約第 23 回締約国会議開催	○名古屋議定書締結	
2018 （平成 30）	○気候変動枠組条約第 24 回締約国会議開催 ○1.5℃特別報告書公表 ○生物多様性条約第 14 回締約国会議開催	○気候変動適応法制定 ○第五次環境基本計画策定 ○第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ○森林環境税及び森林環境譲与税*に関する法律成立	
2019 （平成 31/令和元）	○生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書（政策決定者向け要約）公表 ○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有 ○気候変動枠組条約第 25 回締約国会議開催	○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ○プラスチック資源循環戦略策定 ○食品ロスの削減の推進に関する法律成立	○ゼロエミッション東京戦略策定 ○東京都気候変動適応方針策定 ○プラスチック削減プログラム策定 ○ZEV*普及プログラム策定
2020 （令和 2）	○新型コロナウイルス感染症の拡大	○菅総理所信表明により、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言	○気候非常事態を超えて行動を加速する宣言 （Climate Emergency Declaration TIME TO ACT）を表明
2021 （令和 3）	○気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書公表 ○気候変動枠組条約第 26 回締約国会議開催	○地球温暖化対策計画策定 ○気候変動適応計画策定 ○第 6 次エネルギー基本計画策定 ○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律成立	○ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report 策定 ○東京都気候変動適応計画策定 ○東京都資源循環・廃棄物処理計画改定

2. 本市の環境に関する取組の経過

（1）分野別の取組状況

1） 自然環境分野

「豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ」という分野別目標の下、平成26（2014）年９月に策定した「生物多様性あきる野戦略」に基づき各種取組を実施しました。平成28（2016）年３月には、その実施計画として「あきる野市生物多様性地域連携保全活動計画」を策定し、これに基づく「あきる野市生きもの会議（以下「生きもの会議」という。）」を組織して、多様な主体の連携による生物多様性の保全と活用のための取組を行いました。その中で、平成29（2017）年９月には、「あきる野市生物多様性保全条例」を制定し、市内の希少な動植物を保護する仕組みづくりを行いました。

平成30（2018）年からは、市内の守るべき動植物の種類をリスト化した「あきる野市版レッドリスト」の作成に着手し、現在に至るまで、哺乳類、両生類、爬虫類、鳥類のリストを作成しました。

また、平成21（2009）年度から実施した市内の自然に専門的な知識を有する方等による「あきる野市自然環境調査部会」の自然環境調査を現在も継続しており、併せて森林レンジャーあきる野*による動植物調査において、これまでに動物では合計81種（哺乳類６種類、鳥類40種類、爬虫類５種類、両生類９種類、魚類６種類、昆虫類15種類）、植物では60種の絶滅危惧種*の生息・生育を確認しています。

この他には、外来種対策として、アライグマ、ハクビシンの駆除の取組を始め、外来植物のオオキンケイギク、オオブタクサの駆除の取組を実施しています。平成27（2015）年からは、クビアカツヤカミキリの被害が確認されたことにより、関係機関の協力により駆除の取組を実施しています。

2） 生活環境分野

「快適で緑あふれる循環型のまちの創出」という分野別目標の下、市民や事業者との協働により組織した「あきる野市廃棄物減量等推進員*」（あきる野ごみ会議）（以下「ごみ会議」という。）の活動などを通じて3Rの取組を推進し、ごみ減量やリサイクル意識の啓発のため、ごみ会議の運営やごみ情報誌「へらすぞう」の発行、イベントの開催などに取り組みました。特に令和３（2021）年度には、新たな取組として、スマートフォンで簡単に、市のごみの分別を調べられるアプリ「さんあ～る」を配信しました。

さらに、生ごみ堆肥化の普及のため、定期的な生ごみ堆肥化講習会の実施、EM菌生ごみ処理容器*等の貸与などにも取り組みました。

また、資源回収の充実を図るため、金属・ビン類、紙類、布類、ペットボトル、白

色トレイの資源化に取り組みました。

3） エネルギー環境分野

「市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進」という分野別目標のもと、平成 26（2014）年度に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、家庭や事業所における省エネを促進するため、省エネにつながる取組や取組による効果、省エネを進めるための支援制度などの情報収集や周知を図りました。

家庭における省エネの推進に向け、「省エネ型生活 10 か条*」と各家庭で月々のエネルギー使用量からどの程度の温室効果ガス（二酸化炭素）が排出されているかを記録する「環境家計簿*」の普及を図りました。「省エネ型生活 10 か条」と「環境家計簿」は、平成 27（2015）年度に更新し、町内会・自治会のご協力の下、各家庭に配布するとともに、市ホームページ等で紹介しています。

また、参加者の家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を基に、専門の診断士がその家庭に合った具体的な省エネ方法を提案する「うちエコ診断」を実施しました。

4） 人の活動分野

「将来に向かって市民・事業者・市が協働する」という分野別目標の下、市民・事業者・市の協働で組織した「あきる野市環境委員会」において、環境基本計画の施策の進捗状況の点検評価を行うとともに、環境に関する活動などを学ぶため、「知る」活動を実施をしました。また、市民等を対象とする啓発活動としては、グリーンカーテン普及のため、５月に開催されたあきる野環境フェスティバルでのゴーヤの苗の配布、地球温暖化についての展示、緑の募金の呼び掛けを行いました。

この他、人材育成の取組として、環境委員会の下部組織である「森のようちえん部会」による「小さな子どものためのおさんぽ会」や小中学校における環境教育等の推進、森の子コレンジャー活動*や、小宮ふるさと自然体験学校での様々な体験事業などを実施しました。

なお、令和２年度及び３年度は新型コロナ感染症の影響により、中止となるイベントや活動もありましたが、参加人数の制限や消毒の徹底等の感染対策を行い、できる限りの開催に努めました。

（2）温室効果ガス排出量に関する状況

1） エネルギー消費量

本市のエネルギー消費量（ジュール換算*）は、平成 30（2018）年度において運輸部門（50.1%）が最も多く、次いで家庭部門（24.2%）、業務部門（16.1%）、産業部門（9.6%）となりました（図 6）。燃料種別では、電力（35.0%）が最も多く、次いでガソリン（29.8%）となっています（図 7）。平成 30（2018）年度において平成 25（2013）年度比で 5.2%（179TJ*）減少しました。

エネルギー消費量は、平成 27（2015）年度までは減少傾向にありましたが、平成 28（2016）年度から増加傾向となっています（図 8）。

表 2　あきる野市のエネルギー消費量の推移

（単位：TJ）

部門・燃料		平成 2 (1990)	平成 7 (1995)	平成 12 (2000)	平成 17 (2005)	平成 22 (2010)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)
産業	ガソリン・灯油等	266	328	359	234	192	167	151	139	143	148	183
	都市ガス・LPG 等	35	26	135	145	60	48	42	34	14	3	3
	電力	109	151	135	90	107	108	115	113	117	123	126
	小計	410	506	629	469	360	322	308	286	274	274	312
家庭	灯油	80	85	70	69	52	41	48	37	35	42	32
	LPG	324	319	284	262	220	284	253	162	129	175	166
	都市ｶﾞｽ	17	20	26	34	33	32	33	33	32	33	31
	電力	356	453	526	506	623	581	550	545	553	571	557
	小計	777	877	906	871	927	939	884	777	749	821	786
業務	灯油	25	23	18	11	7	6	5	5	5	5	4
	A 重油	53	52	43	14	8	6	4	5	5	4	4
	LPG	49	55	64	10	3	3	2	2	2	2	2
	都市ｶﾞｽ	14	18	40	32	96	79	81	81	82	80	77
	電力	597	773	911	766	526	475	455	414	404	394	436
	小計	738	921	1,076	834	640	569	548	507	498	485	524
運輸	ｶﾞｿﾘﾝ	1,141	1,322	1,401	1,326	1,287	1,043	1,037	937	941	892	969
	軽油	447	546	530	314	439	438	404	437	536	528	552
	LPG	111	119	182	159	158	94	126	116	85	114	86
	天然ｶﾞｽ	0	0	0	0	0	2	3	3	5	5	4
	電力	19	22	23	22	19	19	19	18	17	17	16
	小計	1,718	2,009	2,137	1,821	1,904	1,597	1,588	1,510	1,584	1,555	1,627
合計		3,642	4,312	4,748	3,995	3,831	3,427	3,328	3,080	3,105	3,136	3,249

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト*」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

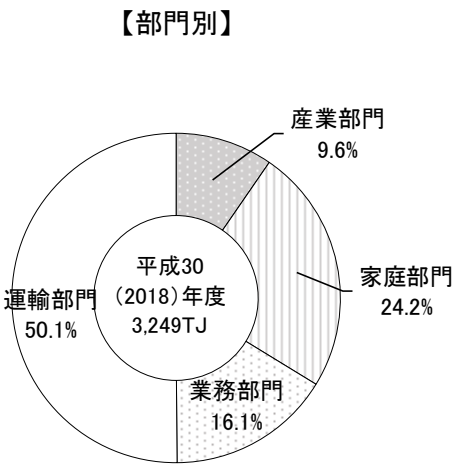

図 6　エネルギー消費量の内訳
（あきる野市　平成 30〔2018〕年度）

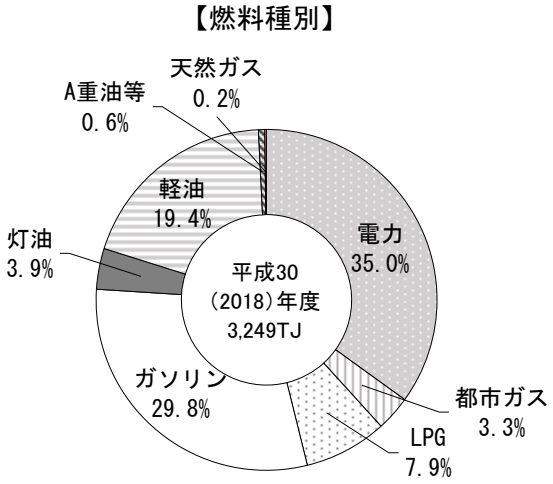

図 7 エネルギー消費量の内訳
（あきる野市　平成 30〔2018〕年度）

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

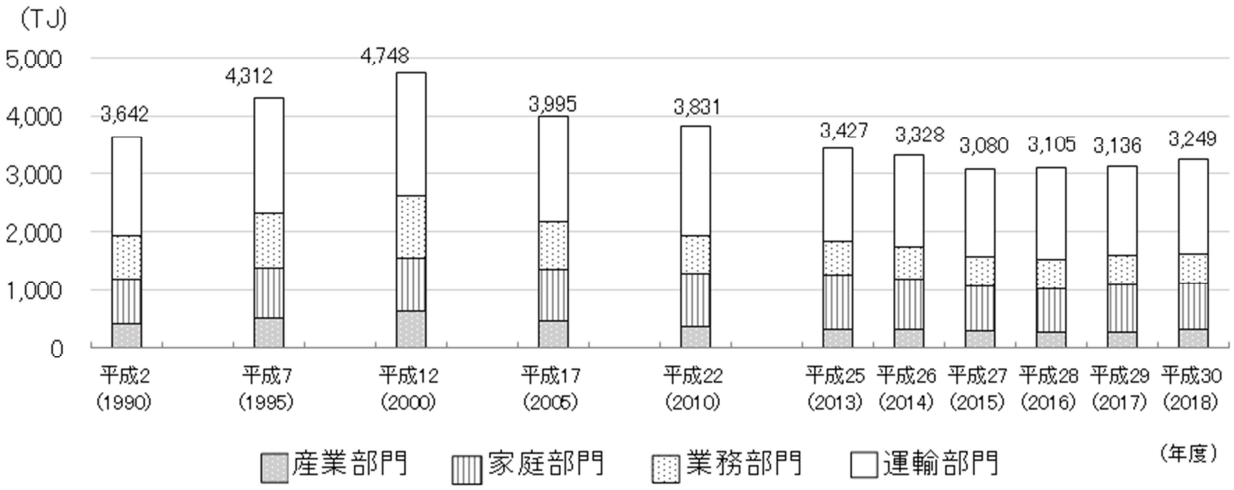

図 8　あきる野市のエネルギー消費量の推移（あきる野市　平成 30〔2018〕年度）
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

2）　温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、平成 30（2018）年度において 321.2 千ｔ-CO_2 であり、平成 25（2013）年度比 7.6%（26.3 千ｔ-CO_2）減少しました（図 9）。近年では平成 25（2013）年度をピークとして減少傾向にありましたが、平成 28（2016）年度から増加傾向に転じています。

平成 30（2018）年度におけるガス別温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO_2）が 92.1%を占め、次いでハイドロフルオロカーボン類（HFCs）が 6.8%でした（図 10）。二酸化炭素排出量の推移は、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度まで概ね減少傾向となっていましたが、平成 28（2016）年度からは増加傾向となっています（図 11）。

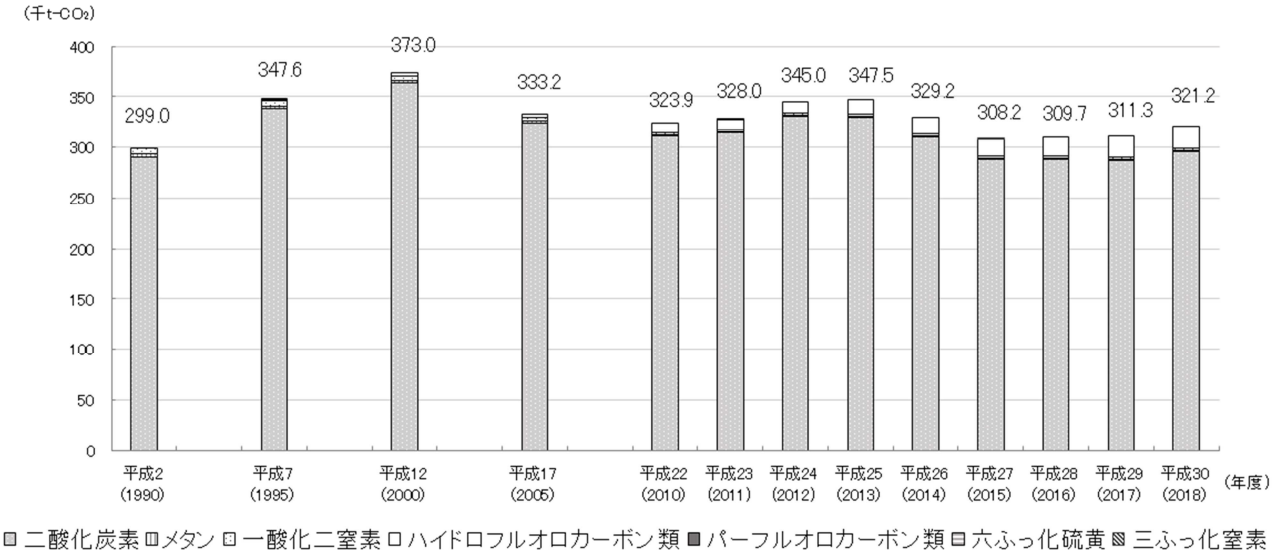

図 9　あきる野市の温室効果ガス総排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

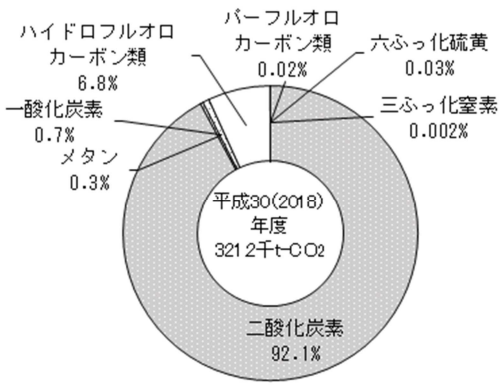

図 10　温室効果ガス総排出量の内訳
（あきる野市　平成 30〔2018〕年度）

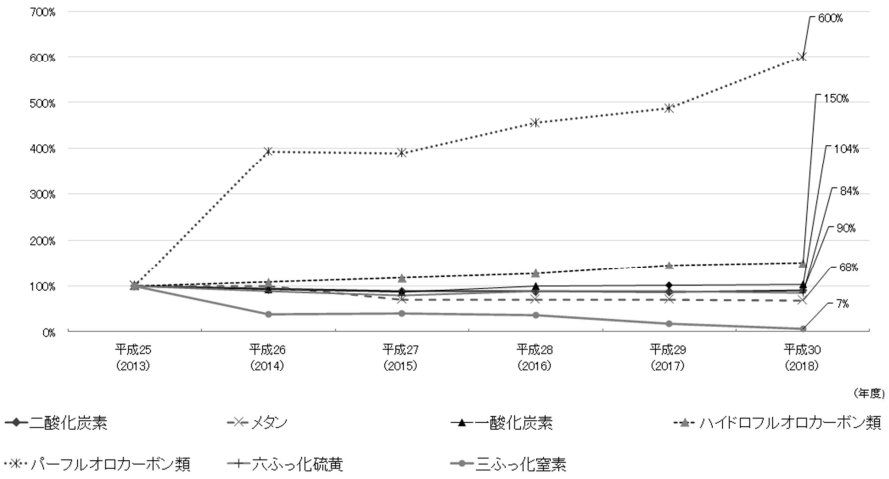

図 11　あきる野市のガス種別排出量の増減
（平成 25〔2013〕年度比）

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

3） 二酸化炭素排出量

本市の二酸化炭素排出量は、平成 30（2018）年度において 295.9 千 t - CO_2 であり、平成 25（2013）年度比 10.1%（33.2 千 t - CO_2）減少しました（図 12）。

平成 30（2018）年度における部門別二酸化炭素排出量は、運輸部門が 37.6%を占め、次いで家庭部門が 28.9%、業務部門が 20.5%となりました（図 13）。東京都と比較すると、業務部門の割合が小さく、運輸部門の割合が大きいという特徴がみられます（図 14）。これは、あきる野市の地域特性や公共交通機関の状況等により、自動車の利用が多いためであると考えられます。

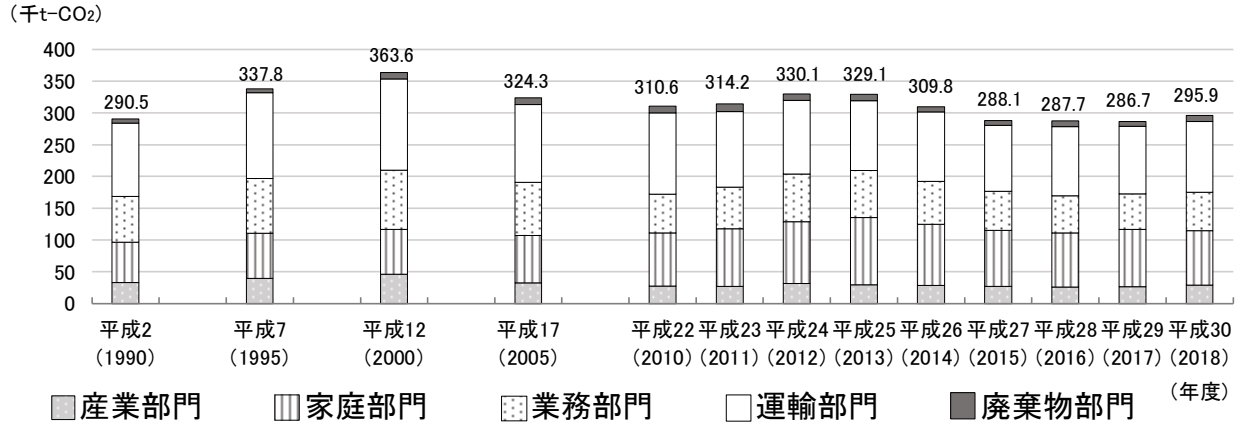

図 12　あきる野市の二酸化炭素総排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

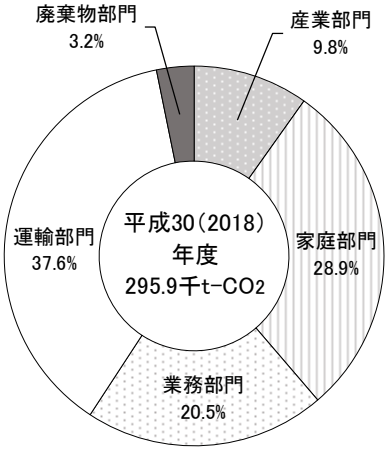

図 13　部門別二酸化炭素排出量の内訳
（あきる野市　平成 30〔2018〕年度）

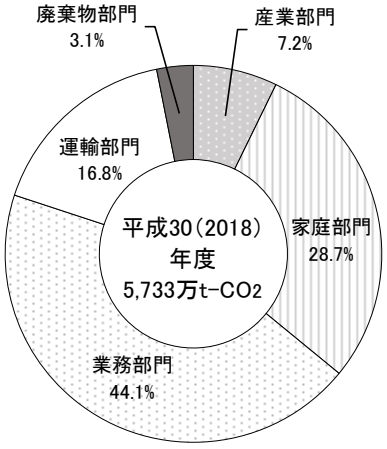

図 14　部門別二酸化炭素排出量の内訳
（東京都　平成 30〔2018〕年度）

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

４） 森林吸収量（参考）

本市の森林吸収量は、平成 30（2018）年度において 10 千ｔ - CO_2 であり、平成 23（2011）年度の 28 千ｔ - CO_2 から大きく減少しています（図 15）。

なお、森林の吸収量は、得られる情報が限定されていることから算出が難しいとされており、地方公共団体において算出する場合は、得られる統計データが更に限定されることから、正確な算出は困難であるため、本吸収量は参考値となります。

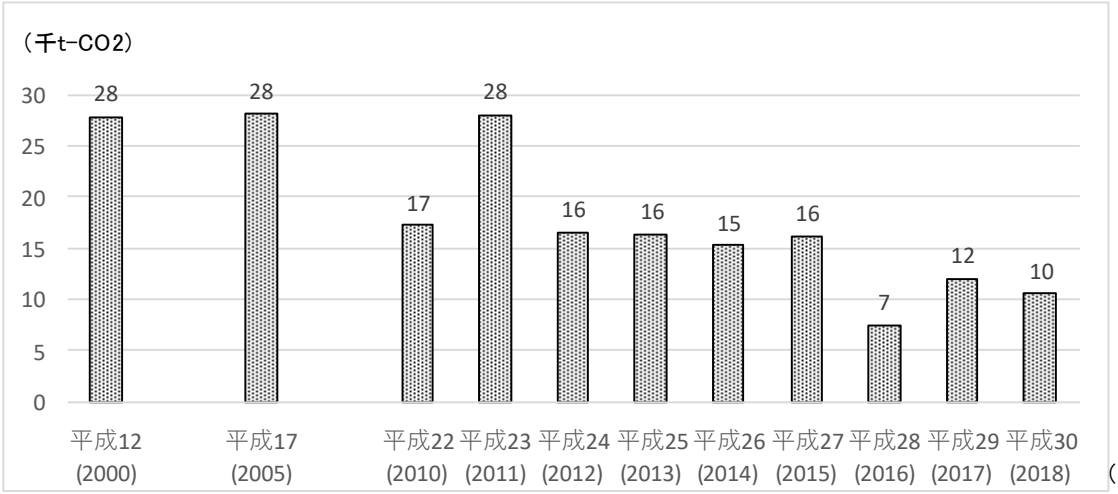

図 15　あきる野市の森林吸収量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2018 年度）」から作成

（３）あきる野市地球温暖化対策地域推進計画目標達成状況

平成 26（2014）年６月に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」では、削減目標について、令和２（2020）年度に二酸化炭素排出量を平成 17（2005）年度比で、「3.8%以上削減」を目指し、取組を進めてきました。

二酸化炭素排出量の算定結果（改定時点では平成 30（2018）年度が最新）の二酸化炭素排出量は 295.9 千ｔ - CO_2 であり、平成 17（2005）年度比で 8.7%削減となることから、このままの数値で移行すれば、令和２（2020）年度目標は達成できる見込みです。

（４）ゼロカーボンシティへの挑戦

令和４年３月に策定された第２次あきる野市総合計画では、我が国における 2050 年カーボンニュートラルを受け、重点施策として、「ゼロカーボンシティ*への挑戦」を明記し、市においても、市民や事業者との連携の下、森づくりやごみの減量など、様々な取組を通じて、地球温暖化対策を推進することとしています。

3. 本市の環境に関する取組の評価

第二次計画の関連指標の進捗状況は、16 の指標について、評価 A（目標値を達成している）が６つ、評価 B（現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる）が５つ、評価 C（現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある）が５つとなっています（表 3）。

分野別では、自然環境分野及び人の活動分野において評価 C がみられます。一方、生活環境分野及びエネルギー環境分野は、全ての指標で評価 A 又は評価 B となっています。

表 3　第二次あきる野市環境基本計画の関連指標の進捗状況

評価　A：目標値を達成している
B：現在の取組を継続、拡大すれば目標値を達成できる
C：現在のままでは目標値の達成が困難と考えられるため、改善措置を講じる必要がある

分野	No	指標	目標値	H26 年度	R 元年度	
				実績	実績	評価
自然環境	1	郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体	延べ 20 団体	延べ 17 団体	延べ 15 団体	C
	2	生物多様性という言葉の認知度（内容もわかる）	70%	30.2%	27.6% (71.9%※1)	C
	3	外来種という言葉の認知度（内容もわかる）	80%	67.6%	60.1% (92.0%※1)	C
	4	地産地消*の実施率（常時取り組んでいる）	50%	39.8%	38.2% (82.2%※2)	C
生活環境	1	環境基準*の達成率（大気、水質など）	98%	97.5%	97.8%	B
	2	市民一人一日当たりのごみ排出量	574g	643.9g	651g	B
	3	リサイクル率*	約 35%	29.4%	33.1%	B
	4	生活排水処理率	95%	94%	96%	B
	5	下水道接続率	97%	96%	98%	A
	6	一斉清掃*の実施回数（年）	２回	２回	２回	A
	7	一斉清掃の参加率（延べ参加者数／本市の人口）	40%	38.1%	34.5%	B
エネルギー環境	1	あきる野市全体の二酸化炭素排出量	312 千 t-CO_2	330 千 t-CO_2 （H24 年度）	287 千 t-CO_2 （H29 年度）	A
	2	あきる野市役所の二酸化炭素排出量	6,703.8t-CO_2	7,981.5t-CO_2	6,587.3t-CO_2	A
	3	グリーンカーテンの実施率（いつも実施と時々実施の合計）	50%	40%	77.5%	A
人の活動	1	森林サポートレンジャーあきる野*の登録人数	120 人	106 人	105 人	C
	2	小宮ふるさと自然体験学校等の環境教育・体験学習施設の利用者数	9,000 人	5,375 人	10,765 人	A

※1「名前は聞いたことがある」を含めた値
※2「時々取り組んでいる」を含めた値

4. 望ましい環境像と分野別の方針

本市の環境特性と課題を考慮し、将来を見据えた望ましい環境像は、引き続き、次のとおりとします。

望ましい環境像

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

（1）望ましい環境像の考え方

本市は、東京都内にありながら、豊かな自然が残り、様々な生きものが暮らすまちです。第二次計画の策定に伴い、平成 26（2014）年に実施した「環境に関するアンケート調査」においても、多くの市民が本市の魅力を「山々や丘陵などにみられる緑が豊かなところ」「河川が多いところ」「田園風景があるところ」「森林や里山*などに色々な生きものがみられるところ」と答えています。

しかし、これらの豊かな自然環境は、都市化や社会環境の変化や維持管理の不足などにより、質や量の低下がみられ、身近な生きもの達も少しずつ姿を消しています。

緑豊かな本市の環境は、市民・事業者・市の共通の財産です。これを未来の子ども達に引き継いでいくためには、各主体の協働により、生物多様性の保全をはじめ、廃棄物の減量や安全なまちづくり、地球温暖化対策など、持続的発展が可能な社会の実現に向け、様々な取組を進めていく必要があります。

より良い環境を未来へと守り残していくことは、現代に生きる私たちの責務です。

（2）望ましい環境イメージ

望ましい環境像のイメージは、これまでのものを継続し、次のとおりとします。

奥多摩へ連なる山々から東へ目を移すと、五日市地区の森林や秋川丘陵・草花丘陵の里山、秋留台地に広がる畑と河川沿いに並ぶ水田が懐かしい風景を紡ぎ、きらきらと光をたたえた秋川や平井川のせせらぎが聞こえてきます。私たちが目指すのは、豊かで美しい自然に抱かれて遊ぶ子ども達の姿を眺めながら、誰もがつい歩きたくなってしまうようなまちです。

鳥や昆虫、動物、植物など、市内のどこを見ても、様々な生きものが互いに良好な関係を保ちながら生き生きと暮らしています。清潔で、魅力あふれる街並みの中で、自由に行われる活動と快適で安心な人々の暮らしが成り立っている、「誰もがあきる野に住みたい、ずっと住み続けたい」と思うようなまちを目指します。

（3）分野別の方針

望ましい環境像である「歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野」の実現に向け、第一次計画と同様に、「自然環境」「生活環境」「エネルギー環境」「人の活動」の４分野により施策を進めていきます。

【自然環境分野】
豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

自然環境分野では、本市の自然環境の基盤である生物多様性について、自然環境調査の継続等により現状を把握するとともに、保全と活用により、生物多様性の維持・向上と地域の活性化の両立を図り、豊かな緑と水に育まれた様々な恵みを次世代に引き継いでいきます。

【生活環境分野】
清潔で快適な循環型のまちの創出

生活環境分野では、大気汚染*や水質汚濁*、騒音、振動などの公害がなく、清潔で、誰もが快適に暮らせる、環境への負荷の少ない循環型のまちの創出を進めていきます。

【エネルギー環境分野】
市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進
《あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）》

エネルギー環境分野では、地球温暖化対策の更なる推進に向け、市民・事業者・市が一体となり、日常生活や事業活動において省エネやエコドライブ*等に取り組むとともに、二酸化炭素を吸収・固定する機能を有する豊かな緑の保全等に取り組んでいきます。

【人の活動分野】
将来に向かって市民・事業者・市が協働する

各分野に示された施策を進めていくためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれの日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を継続するとともに、互いに連携・協力することが必要です。

このため、人の活動分野では、三者の情報共有を図るほか、取組の継続に向け、将来を担う子ども達や取組の担い手、後継者の育成を進めるとともに、三者が協働できる体制の構築や機会の創出を進めていきます。

5. 施策の体系

望ましい環境像

歩きたくなるまち　住みたくなるまち　あきる野

分　野	施策の柱	施　策
1 自然環境分野 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	基礎情報の調査・収集	生物多様性の把握・モニタリングの継続
		【重点】保全・再生・活用すべき場所の調査
		生物多様性に関する情報の共有化
	生物多様性の保全	【重点】生物多様性保全の推進
		有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
		生態系の保全に向けた取組の推進
	生物多様性の創出	【重点】恵み豊かな緑と水の創出
		市街地における緑の保全・創出
	生物多様性の活用	地産地消の推進
		生物多様性を活かした商品等の開発
		生物多様性を活かした観光振興
2 生活環境分野 清潔で快適な循環型のまちの創出	公害対策の推進	公害の防止
	資源循環型社会の構築	【重点】３Ｒの推進
		資源循環型社会に向けたシステムづくり
		環境に配慮した収集・処理の推進
	清潔で快適なまちづくりの推進	清潔なまちづくり
		快適で魅力あふれるまちづくり
3 エネルギー環境分野 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進 **あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**	省エネ・再エネの推進	【重点】家庭生活や事業活動における省エネの推進
		建物・設備における省エネ・再エネの推進
	移動手段における地球温暖化対策の推進	【重点】自動車の燃料使用量の節減
		移動手段等の転換等
	緑の活用	【重点】森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加
		地球温暖化対策につながる地産地消の推進
	気候変動への適応	気候変動適応に向けた取組
4 人の活動分野 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人材の育成	【重点】次世代を担う子ども達の育成
		後継者の育成
		普及啓発の実施（イベントなど）
	協働体制の構築	【重点】協働体制の整備
		協働の機会の創出